

改正

昭和46年4月1日条例第34号

昭和49年4月1日条例第21号

昭和51年3月29日条例第31号

昭和55年4月1日条例第24号

昭和58年3月31日条例第19号

平成元年4月7日条例第19号

平成3年3月26日条例第12号

平成7年3月28日条例第17号

平成9年3月31日条例第25号

平成13年3月26日条例第21号

平成17年3月24日条例第18号

平成18年3月24日条例第24号

平成20年3月24日条例第25号

平成23年3月24日条例第19号

平成26年3月25日条例第26号

平成27年3月25日条例第35号

平成30年2月23日条例第7号

令和元年9月13日条例第74号

旭川市旭山動物園条例

(設置)

第1条 本市は、市民の動物に対する科学的教養を昂めるとともに、合せて市民の保健及び休養に資するため動物園を設置する。

(名称及び位置)

第2条 動物園の名称及び位置は次のとおりとする。

名称 旭川市旭山動物園

位置 旭川市東旭川町倉沼

(入園料)

第3条 動物園の入園料は、別表のとおりとする。

2 入園料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(入園の拒否等)

第4条 市長は次の各号の一に該当する場合にはその者の入園を拒否し、又は退園させることができる。

(1) 公益を害し又はそのおそれがあると認めるとき。

(2) 動物園の管理上支障があると認めるとき。

(3) その他入園を不相当と認めるとき。

(入園料の減免)

第5条 市長は特に必要があると認めるときは、入園料を減額し、又は免除することができる。

(市長への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、動物園の管理運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。(昭和42年6月規則第15号で、同42年7月1日から施行)

附 則 (昭和46年4月1日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年4月1日条例第21号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和51年3月29日条例第31号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年4月1日条例第24号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年3月31日条例第19号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年4月7日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年3月26日条例第12号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月28日条例第17号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日条例第25号）

- 1 この条例は、平成9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日から平成9年9月30日までの間は、この条例による改正後の旭川市旭山動物園条例別表1の1中「420円」とあるのは「410円」と、「520円」とあるのは「500円」とする。

附 則（平成13年3月26日条例第21号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月24日条例第18号）

- 1 この条例は、平成17年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日から平成17年7月22日までの間の入園料については、この条例による改正後の旭川市旭山動物園条例別表1の1の規定にかかわらず、次のとおりとする。

1 入園料

区分	単位	金額	備考
個人	1回につき	580円	(1) 中学生以下の者は、無料とする。
	1期間につき	1,000円	(2) 「団体」とは、一団の入園者の数が30人以上のものをいう。
団体	1人1回につき	480円	(3) 「1期間」とは、入園をした日からその日の属する年度の末日までをいう。

附 則（平成18年3月24日条例第24号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月24日条例第25号）

この条例は、平成20年4月26日から施行する。

附 則（平成23年3月24日条例第19号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第26号）

- 1 この条例は、平成26年4月26日から施行する。ただし、別表の改正規定（1年の入園料に係る部分に限る。）は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年4月1日前にこの条例による改正前の旭川市旭山動物園条例別表に規定する1年の入園料を徴収した場合における同日以後の入園料については、入園した日から起算して1年間（共

通の場合にあっては、入園した日又は旭川市科学館の常設展示室若しくはプラネタリウムを観覧した日のいずれか早い日から起算して1年間)は、この条例による改正後の旭川市旭山動物園条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成27年3月25日条例第35号)

この条例は、平成27年4月29日から施行する。

附 則 (平成30年2月23日条例第7号)

この条例は、平成30年6月15日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年9月13日条例第74号)

- 1 この条例は、令和2年4月29日から施行する。ただし、別表の改正規定(1年の入園料に係る部分に限る。)は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年4月1日前にこの条例による改正前の旭川市旭山動物園条例別表に規定する1年の入園料を徴収した場合における同日以後の入園料については、入園した日から起算して1年間(共通の場合にあっては、入園した日又は旭川市科学館の常設展示室若しくはプラネタリウムを観覧した日のいずれか早い日から起算して1年間)は、この条例による改正後の旭川市旭山動物園条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表 (第3条関係)

区分	単位		金額(円)	
			市民	市民以外
個人	1回につき		700	1,000
	1年につき	単独	1,400	
		共通	1,300	
	2日につき		1,000	
団体	1人1回につき		600	900

備考

- 1 「市民」とは、市内に住所を有する者並びに市内に存する学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校及び高等専門学校に在学している者(高等専門学校の場合は3学年までの者)で、規則で定めるところにより、これを証することができるものをいう。
- 2 「市民以外」とは、前項以外の者をいう。
- 3 「団体」とは、一団の入園者の数が25人以上のものをいう。

- 4 「1年」とは、入園した日から起算して1年間（共通の場合にあつては、入園した日又は旭川市科学館の常設展示室若しくはプラネタリウムを観覧した日のいずれか早い日から起算して1年間）をいう。
- 5 「単独」とは、入園のみをすることができる場合をいう。
- 6 「共通」とは、入園のほか、旭川市科学館の常設展示室及びプラネタリウムを観覧することができる場合をいい、旭川市科学館条例（昭和38年旭川市条例第30号）に規定する観覧料を併せて徴収するものをいう。
- 7 「2日」とは、入園した日（正午以降に入園する場合に限る。）及びその翌日（正午までに入園する場合に限る。）をいう。
- 8 前項の規定により入園した日の翌日に入園することができる者は、当該入園した日に市内に存する旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定に基づく旅館・ホテル営業の許可を受けて営む施設（旅館業法の一部を改正する法律（平成29年法律第84号）附則第3条の規定により旅館業法第3条第1項の許可を受けて旅館・ホテル営業を営む者とみなされたものが営む施設を含む。）に宿泊した者で、規則で定めるところにより、これを証することができるものとする。
- 9 中学生以下の者は、無料とする。
- 10 市民及び市民以外の者で団体を構成する場合の入園料は、それぞれの区分に応じた額とする。